明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**総務・法務・経済産業**一、二）　一
○日本国に帰化を許可する件（**法務**九七）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**九八、九九）　二
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**三）　三
○職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件（**厚生労働**五九）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**五七二）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**五七三）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**四四九、四五〇）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**四五一、四五二）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**四五三）　八
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**四五四）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**四五五、四五六）　九
○航路標識の用品を定める件（**海上保安庁**二八）　九
○航路標識の用品を定める件を廃止する告示（**同**二九）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**五二～五四）　一〇
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、共同使用の条件変更及び追加提供が決定された件（**同**五五）　一〇

〔国会事項〕　一二

〔官庁報告〕

労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（近畿運輸局最低賃金公示二、神戸運輸監理部同二、沖縄総合事務局同二）　一三

〔公告〕

諸事項

官庁　一三
財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所　一三〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇
会社その他

告示

○法務省・総務省・経済産業省告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成三十年三月七日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月十九日

総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　世耕　弘成

1　特定認証業務の名称　ＡＯＳｉｇｎサービス
2　特定認証業務を行う者の名称　日本電子認証株式会社
3　特定認証業務を行う者の住所　東京都中央区築地五丁目５番12号　浜離宮建設プラザ

○法務省・総務省・経済産業省告示第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成三十年三月七日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月十九日

総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　世耕　弘成

1　特定認証業務の名称　ＡＯＳｉｇｎサービスＧ２
2　特定認証業務を行う者の名称　日本電子認証株式会社
3　特定認証業務を行う者の住所　東京都中央区築地五丁目５番12号　浜離宮建設プラザ

○法務省告示第九十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成三十年三月十九日

法務大臣　上川　陽子